

特定施設		騒音特定施設一覧			振動特定施設一覧	
施設の種類		騒音規制法 (法の規制地域内)	北海道公害防止条例 (法の規制地域外)	苫小牧市公害防止条例 (法の規制地域内)	振動規制法 (法の規制地域内)	北海道公害防止条例 (法の規制地域外)
金属加工機械	圧延機械	1.イ 原動機の定格出力が合計22.5kW以上	1(1) 同左			
	製管機械	1.ロ	1(2)			
	ベンディングマシン	1.ハ ロール式で原動機の定格出力が3.75kW以上	1(3) 同左			
	液圧プレス	1.ニ 矯正プレスを除く	1(4) 同左		1.イ 矯正プレスを除く	1(1) 同左
	機械プレス	1.ホ 呼び加圧能力が294kN以上	1(5) 呼び加圧能力が30重量トン以上(≒294kN)	(2)8 呼び加圧能力が30トン未満(≒294kN)	1.ロ	1(2)
	せん断機	1.ヘ 原動機の定格出力が3.75kW以上	1(6) 同左	(2)7 原動機の定格出力が0.75kW以上3.75kW未満	1.ハ 原動機の定格出力が1kW以上	1(3) 同左
	鍛造機	1.ト	1(7)		1.二	1(4)
	ワイヤーフォーミング	1.チ			1.ホ 原動機の定格出力が37.5kW以上	1(5) 同左
	ブラスト	1.リ タンブラストを除く ※密閉式を除く				
	タンブラー	1.ヌ				
	切断機	1.ル といしを用いるものに限る				
空気圧縮機及び送風機		2. 原動機の定格出力が7.5kW以上 ※空気の圧縮のみ対象	2. 同左	(2)9 送風機：原動機の定格出力が2.25kW以上7.5kW未満 (2)10 コンプレッサー：原動機の定格出力が2.25kW以上7.5kW未満 ※空気以外の圧縮も対象	2. 圧縮機：原動機の定格出力が7.5kW以上 ※低振動型のスクリー式を除く ※空気以外の圧縮も対象	2. 同左 ※低振動型のスクリー式を除く
土石用又は鉋物用破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機		3. 原動機の定格出力が7.5kW以上	3. 窯業製品又は土石製品製造用で原動機の定格出力が7.5kW以上(法の規制地域内にも適用)		3. 原動機の定格出力が7.5kW以上	4. 窯業製品又は土石製品製造用で原動機の定格出力が7.5kW以上(法の規制地域内にも適用)
織機		4. 原動機を用いるものに限る			4. 原動機を用いるものに限る	5. 同左
建設用資材製造機械	コンクリートプラント	5.イ 混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上 ※気ほうコンクリートプラントを除く	4(1) 同左			5.イ 混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上のもの(法の規制地域内にも適用) ※気ほうコンクリートプラントを除く
	アスファルトプラント	5.ロ 混練重量が200kg以上	4(2) 同左			
コンクリートブロックマシン					5. 原動機の定格出力の合計2.95kW以上	6(1) 原動機の定格出力の合計2.9kW以上(法の規制地域内にも適用)
コンクリート管製造機械					5. 原動機の定格出力の合計10kW以上	6(2) 同左
コンクリート柱製造機械					5. 原動機の定格出力の合計10kW以上	6(3) 同左
穀物用製粉機		6. ロール式で原動機の定格出力が7.5kW以上	5. 同左			
木材加工機械	ドラムバーカー	7.イ	6(1)		6.イ	7(1)
	チップパー	7.ロ 原動機の定格出力が合計2.25kW以上	6(2) 同左		6.ロ 原動機の定格出力が2.2kW以上	7(2) 同左
	碎木機	7.ハ	6(3)			
	帯のご盤	7.二 製材用：原動機の定格出力が15kW以上	6(4) 同左	(2)4 製材用：原動機の定格出力が7.5kW以上15kW未満 木工用：原動機の定格出力が0.75kW以上2.25kW未満		
		木工用：原動機の定格出力が2.25kW以上				
	丸のご盤	7.ホ 製材用：原動機の定格出力が15kW以上	6(5) 同左	(2)4 製材用：原動機の定格出力が7.5kW以上15kW未満 木工用：原動機の定格出力が0.75kW以上2.25kW未満		
木工用：原動機の定格出力が2.25kW以上						
かんな盤	7.ヘ 原動機の定格出力が合計2.25kW以上	6(6) 同左	(2)5 原動機の定格出力が0.75kW以上2.25kW未満			
抄紙機		8.	7.			
印刷機械		9. 原動機を用いるものに限る	8. 同左		7. 原動機の定格出力が2.2kW以上	8. 同左
合成樹脂射出成形機		10.	9.		9.	10.
鋳造型機		11. ジョルト式のものに限る	10. 同左		10. ジョルト式のものに限る	11. 同左
ゴム練用、合成樹脂練用ロール機					8. カレンダーロールを除き、原動機の定格出力が30kW以上	9. 同左
ディーゼルエンジン、ガソリンエンジン				(2)1 定格出力が7.5kW以上 ※緊急用を除く		
ディーゼル発電機				(2)2 定格出力が7.5kW以上 ※緊急用、移動式を除く		
冷凍機				(2)3 原動機の定格出力が7.5kW以上 ※冷房に用いるものを除く		
グラインダー				(2)6 原動機の定格出力が0.75kW以上		
遠心分離機						3. 原動機の定格出力が3.7kW以上(法の規制地域内にも適用)